

J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（新旧対照表） ※2026年10月1日付で変更

■ J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（まとめトク料金コース）

変更後	変更前	変更
<p>2.適用条件 本個別約款は、当社との間でガスの需要場所において電気需給契約を締結し、その供給を受けているお客さまが、まとめトク料金コースを希望される場合に適用いたします。</p> <p>3.料金 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 19 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。</p> <p>4.精算 2 の条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5（2）において同じ。）までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般 S コース）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。</p> <p>5. 解約等 （1）当社との間の電気需給契約を解約した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。この場合、まとめトク料金コースから一般 S コースへと契約種別の変更手続き</p>	<p>2.適用条件 本個別約款は、当社又との間で電気需給契約を締結し、その供給を受けているお客さまが、まとめトク料金コースを希望される場合に適用いたします。</p> <p>3.料金 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 19 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 19（2）②ただし書きの適用はないものといたします。</p> <p>4.精算 2 の条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5（2）において同じ。）までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款及び J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般コース）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。</p> <p>5. 解約等 （1）当社又との間の電気需給契約を解約した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。この場合、まとめトク料金コースから一般コースへと契約種別を変更いたします。なお、当社は、電気需給契約の契約状況を確認させていただく場合があります。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

<p>きを行っていただきます。なお、当社は、電気需給契約の契約状況を確認させていただく場合があります。</p> <p>・付則</p> <p>1. 本個別約款の実施期日 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、2026年10月1日から実施します。</p> <p>ただし、4の規定は、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日が2026年10月末日以前の場合、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日から2026年10月定例検針日までの期間の使用量に基づく料金に関しては、「一般Sコース」を「一般コース」に読み替えるものといたします。</p>	<p>・付則</p> <p>1. 本個別約款の実施期日</p>	<p>追記</p>
--	---------------------------------	-----------